

目 次

定 款	1 定義	1
	2 名称	1
	3 クラブの目的	1
	4 クラブの所在地域	1
	5 ロータリーの目的	1
	6 五大奉仕部門	2
	7 会合	2
	8 会員身分	3
	9 クラブの会員構成	4
	10 出席	4
	11 理事および役員および委員会	5
	12 会費	7
	13 会員身分の存続	7
	14 地域社会、国家、および国際問題	9
	15 ロータリーの雑誌	9
	16 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守	9
	17 仲裁および調停	9
	18 細則	10
	19 改正	10
細 則	1 定義	11
	2 理事会	11
	3 理事および役員選挙	11
	4 役員の任務	12
	5 会合	12
	6 会費	13
	7 採決の方法	13
	8 五大奉仕部門	13
	9 委員会	13
	10 委員会の任務	16
	11 出席の免除	16
	12 財務	16
	13 会員選挙の方法	17
	14 決議	17
	15 会友	18
	16 改正	18
	入会時初期費用・年会費納入に関する内規	19
	慶弔に関する内規	20
	登録料の支弁に関する内規	21
	ロータリー財団及び米山記念奨学会特別協力会規約	22
	入会手続き一覧表（フローチャート）	23
	会員候補者推薦書	24
	出席義務規定の適用免除（休会）承認願	25
	出席義務規定の適用免除承認願書	26
	退会届	27

成田コスモポリタンロータリークラブ定款

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細則：本クラブの細則
3. 理事：本クラブの理事会の理事
4. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. R I：国際ロータリー
6. 衛星クラブ：潜在的クラブ。その会員は本クラブの会員でもある。
(該当する場合)：
7. 書面：文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
8. 年度：7月1日に始まる12ヵ月間

第2条 名称

本会の名称は、成田コスモポリタンロータリークラブとする。

(国際ロータリー加盟会員)

- (a) 本会の衛星クラブ(該当する場合)の名称は、_____ロータリー衛星クラブ
(_____ロータリークラブの衛星クラブ)とする。

第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
- (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
- (d) ロータリー財団を支援すること
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

第4条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りである：成田市、酒々井町及びその周辺地域とする。

本クラブの衛星クラブは、本クラブと同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。

具体的には、次の各項を奨励することにある。

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること。
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること。

- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること。
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第7条 会合

第1節 例会。

- (a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。
- (b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。
- (c) 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。
- (d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。
 - (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
 - (2) 会員の葬儀の場合
 - (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または
 - (4) 地域社会での武力紛争がある場合

理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができるが、3回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。

- (e) 衛星クラブの例会（該当する場合）細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節（c）と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節（d）の理由によって取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。
- (f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

第2節 一年次総会。

- (a) 役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を公表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されるものとする。
- (b) 衛星クラブは、衛星クラブのための役員を選挙するため、12月31日の前に年次総会を開催するものとする。

第3節 理事会の会合。理事会のすべての会合後30日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

第8条 会員身分

第1節 一般的資格条件。本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および/または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および/または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第2節 種類。本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。本条第7節に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員としてRIに報告される。

第3節 正会員。RI定款第4条第2節(a)の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 衛星クラブの会員。本クラブの衛星クラブの会員はいずれかのクラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとしてRIから加盟が認められるまで続く。

第5節 二重会員の禁止。いかなる会員も、同時に、

- (a) 本クラブと、いずれかのクラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または
- (b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

第6節 名誉会員。本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

- (a) 会費の納入を免除される
- (b) 投票権を持たない
- (c) クラブのいかなる役職にも就かない
- (d) 職業分類を持たない

- (e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。

第7節 — 例外。細則には、第8条第2節および第4～6節に従わない規定を含めることができる。

第9条 クラブの会員構成

第1節 — 一般規定。各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつまた一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

第2節 — 多様なクラブ会員基盤。本クラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

第10条 出席

第1節 — 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

- (a) その例会時間の少なくとも60パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する
- (b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する
- (c) クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから1週間以内に定例のオンラインの会合または参加型活動に参加する、または
- (d) 次のような方法で同じ年度に欠席をメイクアップする：
 - (1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。
 - (2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。
 - (3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。
 - (4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
 - (5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること。
 - (6) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または
 - (7) RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI 理事会または RI 会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI 委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、RI 理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された

地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

第2節 — 遠方での勤務中の長期の欠席。 会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節 — その他のロータリー活動による欠席。 欠席のメイクアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が

- (a) 第(1)(d)(7)節に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (b) 役員またはRI委員会の委員、TRF管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (d) RIに雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (e) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、またはTRFの提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または
- (f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第4節 — RI 役員の欠席。 会員が現役のRI役員または現役のRI役員の配偶者／パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節 — 出席規定の免除。 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の12カ月を超えて延長することができる。
- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、少なくとも20年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、これらの要件が満たされているかのみが考慮に入れられた場合。

第6節 — 出席の記録。 本条第5節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第4節または第5節(b)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第7節 — 例外。 細則は、第10条に従わない規定を含めることができる。

第11条 理事および役員および委員会

第1節 — 管理主体。 本クラブの管理主体は、細則に規定される理事会である。

第2節 — 権限。 理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節 — 理事会による最終決定。 クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第13条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の

出席を得て、その出席会員の3分の2の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

第4節 — 役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督もクラブ役員であるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第5節 — 役員選挙。

- (a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。
- (b) 会長の任期。会長ノミネーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとする。会長ノミネーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトになる。会長は、7月1日に就任し、1年間、その職務に当たる。後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長1年間延長される。
- (c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが1年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第6節 — 本クラブの衛星クラブの組織運営。

- (a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする。
- (b) 衛星クラブの理事会。日々の運営のため、衛星クラブの理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および4～6名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長（chair）であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計とする。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担うものとする。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。
- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査または審査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

第7節 — 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営

- (b) 会員増強
 - (c) 公共イメージ
 - (d) ロータリー財団、および
 - (e) 奉仕プロジェクト
- 理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第 12 条 会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第 13 条 会員身分の存続

第 1 節 — 期間。会員身分は、以下に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第 2 節 — 自動的終結。

会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。

- (a) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。
- (b) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第 3 節 — 終結 — 会費不払。

- (a) 手続。期日後 30 日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告するものとする。催告後 10 日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結することができる。
- (b) 復帰。理事会は、元会員が要請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

第 4 節 — 終結 — 欠席。

- (a) 出席率。会員は、
 - (1) メークアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも 50 パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも 12 時間参加しているか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。および
 - (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも 30 パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない (RI 理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがある。
- (b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第 10 条第 4 節もしくは第 5 節に従う場合を除き、連続 4 回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。
- (c) 例外。細則は、第 13 条第 4 節に従わない規定を含めることができる。

第5節 — 終結 — その他の理由。

- (a) 正当な理由。理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の3分の2以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第8条の第1節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。
- (b) 通知。理事会が本節(a)項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

第6節 — 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知するものとする。その会員は通告後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、または調停もしくは仲裁に訴えるかを通告することができる。調停または仲裁の手続は第17条に規定されている。
- (b) 提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定するものとする。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられるものとする。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。

第7節 — 理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合、理事会の決定は最終決定となるものとする。

第8節 — 退会。会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面をもって行うものとする。理事会がその申し出を受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。

第9節 — 資産関与権の喪失。いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員が何らかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる資金またはその他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節 — 一時保留。本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、
- (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取りられるべきである場合、および、
- (d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やその他のクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、

理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間（ただし最大90日間）と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第6節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、

通常の会員身分に復帰させなければならない。

第 14 条 地域社会、国家、および国際問題

第 1 節 — 適切な主題。地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明しないものとする。

第 2 節 — 支持の禁止。本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。

第 3 節 — 政治的主題の禁止。

(a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。

(b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願しないものとする。また書状、演説、提案を配布しないものとする。

第 4 節 — ロータリーの発祥を記念して。ロータリーの創立記念日、2 月 23 日の週は、世界理解と平和週間である。この 1 週間、本クラブはロータリーの奉仕を祝い、これまでの業績を振り返り、地域社会と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第 15 条 ロータリーの雑誌

第 1 節 — 購読義務。本クラブが RI 理事会によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。

第 2 節 — 購読料。購読料は、クラブが各会員から事前に徴収し、RI または RI 理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

第 16 条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、クラブ定款・細則を順守し、これに拘束されることを受諾する。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第 17 条 仲裁および調停

第 1 節 — 意見の相反。現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間の意見の食い違いは、理事会の決定を除き、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または仲裁によって解決を図るものとする。

第 2 節 — 調停または仲裁の期限。要請を受理してから 21 日以内に、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定するものとする。

第 3 節 — 調停。調停の手続きは、

(a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたもの、または

(b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの、

または

(c) RI 理事会もしくは TRF 管理委員会が定めた指針文書において勧められるものとする。

ロータリアンのみが調停人となることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有する調停人を任命するようガバナーもしくはガバナーの代理人に依頼することができる。

(a) 調停の結果。調停後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を 1 部ずつ提出するものとする。クラブへの情報提供のために、当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者も会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。

(b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第 1 節に定める仲裁に訴えることができる。

第 4 節 — 仲裁。 仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ 1 名のロータリアンを仲裁人として指定し、両仲裁人は 1 名のロータリアンを裁定人として指定するものとする。

第 5 節 — 仲裁人または裁定人の決定。 仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

第 18 条 細則

本クラブは、RI 定款・細則、RI によって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用するものとし、細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

第 19 条 改正

第 1 節 — 改正の方法。 本条第 2 節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

第 2 節 — 第 2 条と第 4 条の改正。 第 2 条（名称）および第 4 条（クラブの所在地）は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低 3 分の 2 の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも 21 日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。改正は、RI 理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関して RI 理事会に意見を提供することができる。

付則

本定款は、2023 年規定審議会に基づき令和 5 年 7 月 1 日から改正施行する。

成田コスモポリタンロータリークラブ細則

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数：本クラブ会員総数の3分の1。理事の過半数。
5. R I：国際ロータリー
6. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員14名により成る理事会とする。すなわち本細則第3条第1節に基づいて選挙された7名の理事と、会長、直前会長兼副会長、会長エレクト（または、後任者が選挙されていない場合は会長ノミニー）、幹事、副幹事、会計、会場監督（S.A.A.）の7名の役員と直前会長である。14名の理事、役員は理事会において議事の議決権を有する。

第3条 理事および役員選挙

第1節

役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、次々年度会長、並びに次年度の副会長兼会長エレクト、幹事、副幹事、会計、および7名の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。もし指名委員会を利用することを決定したならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って設置されなければならない。適法に行われた指名は年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した次々年度会長、並びに会長エレクト、幹事、および会計がそれぞれ該当する役職に、また投票の過半数を得た7名の理事候補は次年度理事に当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された次々年度会長候補は、会長ノミニーになるものとし、その選挙のあと、7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会メンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトの役職名が与えられるものとする。

第2節

選挙された役員および理事に直前会長兼副会長と会場監督（S.A.A.）を加えて理事会を構成するものとする。選挙によって決定した次年度理事会は、1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を務める者を選任しなければならない。

第3節

理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第4節

役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの被選理事の決定によって補填すべきものとする。

第4条 役員の仕事

第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する仕事を行うことをもって会長の仕事とする。

第2節 直前会長

直前会長は副会長を兼務する。

第3節 会長エレクト

会長エレクトは理事会のメンバーとしての仕事およびその他会長または理事会によって定められる仕事を行うものとする。

第4節 副会長

会長不在の場合は本クラブの会合及び理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する仕事を行うものとする。

第5節 幹事

会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管すると共に、理事会の議事録を当該会合後30日以内に全会員が入手できるようにし、全会員の人頭分担金および半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告をR Iに対して行い、R I公式雑誌の購読料を徴収してこれをR Iに送金し、その他通常その職に付随する仕事を行うことをもって幹事の仕事とする。

第6節 副幹事

幹事を補佐し、また幹事不在の場合はその職務を代行する仕事を行うことをもって副幹事の仕事とする。

第7節 会計

すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する仕事を行うことをもって会計の仕事とする。その職を去るに当たっては、会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第8節 会場監督(S.A.A)

通常その職に付随する仕事、およびその他会長または理事会によって定められる仕事を行うことをもって会場監督の仕事とする。

第5条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月の第1水曜日に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

第2節

本クラブの毎週の例会は水曜日12時30分に開催するものとする。

例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき正会員はすべて、名誉会員（または定款第12条第3節お

よび第4節の規定に基づき、出席を免除された会員)を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは定款第12条第1節および第2節との規定によるものでなければならない。

第3節

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第4節

定例理事会は毎月第1水曜日に開催されるものとする。臨時理事会は会長が必要ありと認めるとき、または2名の理事から要求があるとき、会長によって召集されるものとする。ただしその場合然るべき予告が行われなければならない。

第5節

理事の過半数をもって理事会の定足数とする。

第6条 会費

第1節

会費は年額21万とし、各半年ごとの各支払額のうち一部は各会員R I公式雑誌の購読料に、充当する了解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。

第2節

本クラブに新しく入会する者は入会金として7万円を納入するものとする。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の議決案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。

第8条 五大奉仕部門

五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕である。本クラブは五大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第9条 委員会

第1節

クラブ委員会は、五大奉仕部門に基づいた年次および長期的な目標を推進する責任を担う。会長、会長エレクト及び直前会長は、指導の継続性と計画の一貫性を図るために、協力すべきである。継続性を保持するため、ロータリー情報委員会および必要と認められた委員会については、委員会委員は同じ委員会に3年間努めるよう任命されるべきである。会長エレクトは、任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員会委員長を任命し、企画会議を設ける責務がある。

委員長は同委員会の委員としての経験を有していることが推奨される。

(a) 会長は、職務上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随す

るあらゆる特権をもつものとする。

- (b) 各委員会は本細則によって付託された職務およびこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。
- (c) それぞれの委員長はその委員会の定例会合に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整する責任をもち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

第2節 常任委員会

常任委員会は、4つの統括委員会とそれぞれの統括される委員会で構成され、その役割は以下の通りである。

(1) クラブ管理運営委員会

クラブの効果的な運営のために活動することを目的とする。このことにより、地域社会に奉仕し、会員を維持し、クラブや地区、ひいては国際ロータリーのリーダーとなる会員を育成することができる。なお、この目的を達成するためにプログラム委員会および親睦活動委員会を統括する。

①プログラム委員会

本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配をし、例会の進行を司る。

②親睦活動委員会

会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社会的諸活動への参加を奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

(2) 奉仕プロジェクト委員会

この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道および職業的プロジェクトを企画し、実施するものである。なおこの目的を達成するために以下の委員会を統括する。

①職業奉仕委員会

本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各委員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。

②社会奉仕委員会

本クラブの会員がその地域社会および新世代に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。

③国際奉仕委員会

本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。

④青少年奉仕委員会

本クラブの会員が、新世代奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。

(3) 会員増強委員会

この委員会は会員の勧誘と退会防止に関する包括的な計画を立て、例会における出席を促し会員の職業分類および管理に努めるために以下の委員会を統括する。

①会員選考・職業分類委員会

会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申し込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。また職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成し、必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討する。

②ロータリー情報・雑誌・クラブ研修委員会

会員候補者にロータリークラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、目的、活動に関する情報を提供し、また入会3年に満たない新会員のオリエンテーションを実施するものとする。またRI公式雑誌に対する読者の関心を喚起し、雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。本クラブの会員がクラブ研修を通じ、ロータリーへの関心を促し、理解を深め、知識を啓発し、将来の指導力を発揮できるロータリアンの育成に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施する。

③出席委員会

すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること（これには、地区大会、郡市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる）を奨励する方法を考案し、推進する。特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブへの出席を奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席をよくするためのよりよき奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。

(4) IT・広報・公共イメージ向上委員会

この委員会は、一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブ奉仕プロジェクトと奉仕活動を連携して情報を発信する。クラブにおいては会報の発行とロータリーの情報を会員に提供するため以下の委員会を統括する。

① IT・広報・公共イメージ向上委員会

本クラブの広報・公共イメージ向上に有効な手段を講じ、一般の人々にロータリーの情報およびクラブ奉仕委員会と連携して奉仕活動の情報を発信してより広くロータリー活動を理解してもらう。

②クラブ会報委員会

クラブ週報の刊行を行い、関心を促して出席向上を図り、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるべく努める。

③ロータリー財団委員会

寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、実施するものとする。

④米山記念奨学会委員会

寄付とプログラムへの参加を通じて米山記念奨学会を支援する計画を立て、実施するものとする。

第3節 特別委員会

特別委員会は常任委員会とは別に五大奉仕委員会に制約されず、クラブの管理・運営の必要に応じて理事会の決定により設けることができる。

第 10 条 委員会の任務

会長は、その任期中の諸委員会の任務を確定し、評価するものとする。各委員会の任務を発表するにあたり、会長は既存の適切な R I 資料を参照するものとする。

それぞれの委員会は、具体的な権限、明確な目標、および各年度の初めにその年度内に実施する行動計画を設定するものとする。上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、担当職務、目標、計画に関し理事会に対し説明発表するための準備を整えるにあたり、必要な指導を施すのは会長エレクトの主要な責務がある。

第 11 条 出席の免除

第 1 節

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席の免除が与えられ、12 ヶ月を超えない限りにおいて本クラブの例会出席を免除される。

第 2 節

出席規定の特例として、定款第 10 条第 1 節 (d) 項の「次のような方法で同じ年度に欠席をメークアップする」を、「次のような方法で欠席した例会の前後各々 14 日以内にメークアップする」と読み替える。

第 12 条 財 務

第 1 節

各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。ただし、理事会の決議によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。予算は 2 つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動に関する予算である。

第 2 節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。クラブ資金は、クラブ運営とロータリー財団と米山記念奨学会に関する資金のそれぞれに分けられるものとする。

第 3 節

すべての勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われるものとする。ただし、これは会長および幹事が承認した場合のみとする。

第 4 節

すべての資金業務処理は、毎年 1 回有資格者によって全面的な検査が行われるものとする。

第 5 節

資金を預かりあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する場合は保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第 6 節

本クラブの会計年度は 7 月 1 日より 6 月 30 日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを 7 月 1 日より 12 月 31 日に至る期間および 1 月 1 日より 6 月 30 日に至る期間の二半期に分けるものとする。

人頭分担金とR I 公式雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第13条 会員選挙の方法

第1節

本クラブ正会員によって推薦された会員候補者は、クラブの会員選考審査会で被推薦者の会員資格を審査した後、氏名は書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別段の規定のある場合を除き、漏らしてはならない。

第2節

理事会は、その被推薦者が定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節

理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。

第4節

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員推薦書に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議申し立てがあった場合は、理事会は次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあってもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節

このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報をR Iに報告し、同新会員をいずれかの委員会に配属する。推薦者は、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する義務を負う。

第7節

クラブは、定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第14条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案も審議してはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第 15 条 会 友

本クラブの会員であり、会員企業の事情（規定）によりやむをえず退職、転勤で退会するものは、理事会の承認を得て会友となることができる。会友は、通常例会、親睦例会（旅行も含む）、レクリエーション（ゴルフコンペ等）に、ビジターフィを支払い参加することができる。具体的事項については、別に定める。

第 16 条 改 正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の 3 分の 2 の賛成投票によって改正することができる。ただし、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも 10 日前に各会員に通知されていなければならない。定款および R I の定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

	付 則
施 行	2011 年 7 月 1 日（改正）
	2012 年 7 月 1 日（改正）
	2013 年 7 月 1 日（改正）
	2015 年 7 月 1 日（改正）
	2016 年 7 月 1 日（改正）
	2017 年 7 月 1 日（改正）
	2019 年 7 月 1 日（改正）
	2022 年 7 月 1 日（改正）
	2023 年 7 月 1 日（改正）

参照：2022 年改正手続要覧

補足

第 7 条にある口頭とは

* 注：口頭による採決とは、クラブの投票が発声方式での同意によって行われた場合と定義する。

第 11 条にある出席義務規定の免除とは

* 注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし、本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。

入会時初期費用・年会費納入に関する内規

(目 的)

第1条 この内規は、成田コスモポリタンロータリークラブ定款（以下「定款」という）第14条及び成田コスモポリタンロータリークラブ細則（以下「細則」という）第6条の定めに基づき、会費の納入方法等の細目について定める。

(入会時初期費用)

第2条 「細則」第13条による所定の手続を経て推薦された会員候補者はすべて「細則」第6条第2節に定められた金額を納入する。
会員が退会し、その会員の属する法人から新たに会員が入会する場合には初期費用の納入を免除する。

(年会費)

第3条 「細則」第6条第1節に定める年会費は、会員が入会した月により次の表のとおり納入するものとする。

入会した月		納入する年会費(半期分)
7月	1月	105,000円
8月	2月	90,000円
9月	3月	70,000円
10月	4月	50,000円
11月	5月	30,000円
12月	6月	10,000円

(納入された年会費に関する特例)

第4条 会員が上・下半期のいずれかの会費を納入した後、転勤等のやむを得ない理由により退会し、その後同一事業所から新会員が推薦され会員となった場合は、新会員の年会費（半期分）は免除される。

(名誉会員)

第5条 名誉会員として推薦された会員は、入会時初期費用及び年会費の納入は免除される。

(その他)

第6条 既納の入会時初期費用・年会費は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

第7条 この内規に定めのない事項で必要が生じた場合は、理事会で決定する。

付 則 この内規は1993年12月1日から施行する。

この内規は2008年7月1日改正。

この内規は2016年7月1日改正。

慶弔等に関する内規

第1条 この内規は、成田コスモポリタンロータリークラブ会員の慶弔、傷病及び災害見舞金等について定める。

第2条 前条に基づく祝金、弔慰金、見舞金等については下表のとおり定める。

(単位 円)

事 項	内 容	金 額
結 婚 祝 金	・会員本人	30,000
傷病見舞金	・会員本人 (入院10日間以上、3週間以上の傷病)	10,000
災害見舞金	・会員本人 (火災、風水害、土砂崩壊、その他)	20,000
死亡弔慰金	・会員本人(香料) (香料のほか生花1基)	20,000
	・会員の配偶者、実・養父母 実・養子、同居する養父母 (香料)(香料のほか生花1基)	10,000
	・10年以上在籍し、退会した会員	10,000
新盆見舞金	・会員本人 ・会員の配偶者、実・養父母 実・養子、同居する養父母 ・10年以上在籍し、退会した会員	10,000
餞 別	・派遣留学生	10,000

第3条 第2条に定めのない事柄で、会員に祝金、弔慰金、見舞金等及びその他記念品を贈る必要が生じた場合は、理事会で決定する。

付 則 この内規は1993年12月1日から施行する。
この内規は2008年7月1日改正。

登録料の支弁に関する内規

(目 的)

第1条 この内規は、成田コスモポリタンロータリークラブ（以下「クラブ」という）の会員が出席する会議等の登録料（会費・祝儀を含む）の支弁について定める。

(クラブ負担金)

第2条 前条の登録料のクラブ負担額は、別表に定める。

(義務出席すべき会員の欠席)

第3条 義務出席者として登録した会員が、出席すべき会議に欠席（不慮の災害等によるものを除く）した場合、その会員が負担すべき登録料等はクラブに納入しなければならない。

(内規の改廃等)

第4条 この内規は改廃及びこの内規に定めのない事項及び特別な場合は理事会で決定する。

R.I大会	国内開催の場合に限り半額
地区年次大会	半 額
地区協議会および主要会議	義務出席者は全額
地区内クラブの認証状伝達式 (地区外でも密接な関係にある クラブを含む)	半 額
分区内クラブの主要行事 ①分区内会長幹事会 ②分区内周年行事（分区内外でも 密接な関係にあるクラブを含む)	①当クラブの代表として出席した 場合は全額負担 ②希望して参加した場合は 半額負担
その他各種団体の行事に招待され て出席する場合	全 額
I・M、情報研修会	全 額
地区大会記念ゴルフ大会	参加登録費1万円

付 則 この内規は1997年5月14日から施行する。
改正2019年7月1日。

ロータリー財団及び米山記念奨学会特別協力会規約

第1条（目的）

本会はロータリー財団（米山記念奨学会）特別協力会と称し、ロータリー財団（米山記念奨学会）への寄付の奨励と実施を協力して推進する。

第2条（会員の構成と運営委員会）

本会の会員は成田コスモポリタンロータリークラブ（以下当クラブ）会員の中から希望者を募り、その募集に応じた者をもって構成する。運営委員長は当クラブのロータリー財団（米山記念奨学会）委員長が当たる。

第3条（期間及び寄付額）

寄付額と期間は以下の通りとし、それぞれの会員が目標額に達するまで継続される。

	ロータリー財団	米山記念奨学会	備考
目標額	1,000 ドル	10 万	一括支払も可
寄付額	5,000 円/月	5,000 円/月	
期間	24 ヶ月(120 円/\$で計算)	20 ヶ月	
称号	ポール・ハリス・フェロー	米山功労者	

※ポール・ハリス・フェロー

ロータリー財団の年次基金、ポリオプラス、承認された財団補助金のいずれかに累計1,000 ドル以上を寄付した方に送られる称号。認定状と襟ピンを贈呈。以後、1,000 ドルごとにマルチプル・ポール・ハリス・フェローとして、レベルに応じた宝石のついた襟ピンが贈られる。

※ロータリー米山功労者

米山記念奨学会への特別寄付金の累計額が10万円に達したときに、第1回米山功労者として表彰される。第2回から第9回(20万円～90万円)に達した方を「米山功労者(マルチプル)」、第10回以上(100万円以上)の方を米山功労者(メジャードナー)と呼び、10万円ごとに感謝状、100万円ごとにピンバッジが贈られる。

第4条（集金方法）

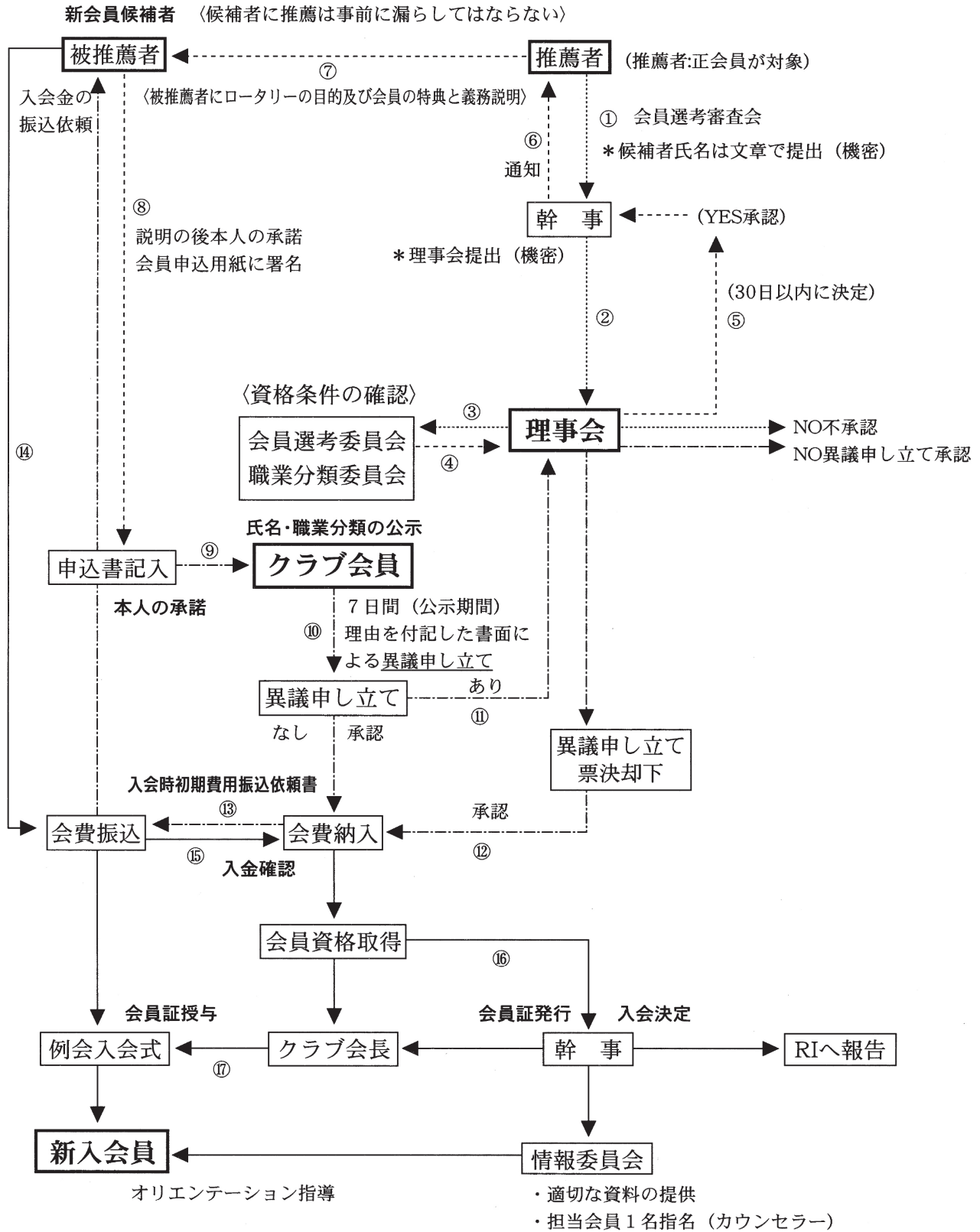
本会員は毎月第1例会に事務局へ寄付額を預けるものとする。なお、一括寄付を希望する会員は会計と事務局へ連絡の上、指定の口座へ振り込む事もできる。

第5条（寄付の実行と報告）

ロータリー財団（米山記念奨学会）委員長は会員から預かった寄付金を、当該年度クラブ全体の寄付実績を考慮して、寄付の実行時期を会計と事務局へ指示する。会計は速やかにこれを実行し、事務局は会員名と寄付額の明細を各団体事務局へ報告する。

2022年6月1日改定

入会手続き一覧表（フローチャート）



作成資料：成田コスモポリタンロータリー・クラブ細則最新版（第13条 第1節～第7節に準則する。）

成田コスモポリタンロータリークラブ

会長 様

会 員 候 補 者 推 薦 書

私は、下記の方を会員候補者として推薦いたします。

(推薦者が記入し、クラブ幹事に提出)

項 目	内 容
ふ り が な 氏 名	
生 年 月 日	
事 業 所 名	
役 職 名	
事 業 所 住 所	〒
電 話	
F A X	
職 業 分 類	
R C 歴	
自 宅 住 所	〒
自 宅 電 話	
自 宅 F A X	
E - m a i l 携 帯 電 話	
推 薦 者	署名 日付 署名 日付

【注意】

- ※ 被推薦者（会員候補者）には理事会の決定があるまで知らせてはなりません。
- ※ 記載事項の内容は個人情報に該当します。取り扱いは慎重に願います。
なお、この推薦書の扱いはクラブ細則第13条、会員選挙の方法の規定に従います。

【申請書式（a）】

令和 年 月 日

成田コスモポリタンロータリークラブ

会長 様

申請者

住 所

氏 名

印

出席義務規定の適用免除（休会）承認願

このたび欠席（休会）による出席規定の適用の免除を受けたいのでご承認
くださるようクラブ定款第10条第5節（a）の規定により申請いたします。

免除(休会)期間： 年 月 日から 年 月 日迄

申 請 理 由：

※ 病気等の理由による場合は、診断書の複写を添付ください。

※ 出席適応免除期間は最長12ヵ月間とする。

令和 年 月 日

成田コスモポリタンロータリークラブ

会長 様

申請者

住 所

氏 名

㊞

出席義務規定の適用免除承認願書

このたび出席規定の適用の免除を受けたいのでご承認くださるようクラブ定款第10条第5節(b)並びにクラブ細則第11条第1節の規定により申請いたします。

申請理由

1. 年齢

誕 生 日 年 月 日
現在の年齢 歳

2. ロータリー歴

イ) 入会クラブ名

入会年月日 年 月 日
在 籍 年 月 日

ロ) 退会クラブ名

入会年月日 年 月 日
退会年月日 年 月 日
在 籍 年 月

3. 年齢とロータリー歴の合計 (※申請条件：合計が85年以上)

合 計 (1+2) 年 月

※申請者は年齢が 65 歳以上の会員が該当します。

※ロータリー歴が複数の場合は各々の在籍歴を記入ください。

【退会届書式】

令和 年 月 日

成田コスモポリタンロータリークラブ
会長 様

退 会 届

私、このたび、都合により本クラブを退会いたしたく、成田コスモポリタンロータリークラブ定款第13条第8節の規定に従い下記の通り、ここにお届けいたします。

なお、私は本クラブに対する全ての負債は退会にあたり完済することを申し添えます。

記

退 会 日 令和 年 月 日

住 所

会員氏名

㊞